

第33回当別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年1月27日(火)午後4時00分から午後4時10分

2 開催場所 当別町役場第2庁舎 2階会議室

3 出席委員(16人)

| | | | |
|---------|-----|-----|----|
| 会長職務代理者 | 1番 | 青山 | 眞士 |
| | 2番 | 古熊 | 健一 |
| | 3番 | 高橋 | 毅典 |
| | 4番 | 佐々木 | 彦治 |
| | 5番 | 目黒 | 一雄 |
| | 6番 | 泉 | 和浩 |
| | 7番 | 佐々木 | 章史 |
| | 8番 | 狩野 | 菊恵 |
| | 9番 | 高野 | 秀則 |
| | 10番 | 藤田 | 靖 |
| | 11番 | 石田 | 秀人 |
| | 12番 | 岸本 | 辰彦 |
| | 13番 | 山田 | 裕一 |
| | 14番 | 佐々木 | 靖 |
| | 15番 | 湯浅 | 浩道 |
| 会長 | 16番 | 秋吉 | 稔之 |

4 欠席委員(0人)

5 農業委員会事務局職員

| | | |
|----------|----|----|
| 事務局長 | 山崎 | 一 |
| 事務局次長 | 浦島 | 卓 |
| 事務局農地係長 | 作山 | 温史 |
| 事務局総務係主査 | 春田 | 秀彦 |
| 事務局農地係主任 | 村上 | 諒 |

6 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 報告第1号 農地法第3条の3規定による届出について

日程第5 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第7 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第8 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条
第11項の規定による要請について

7 会議の概要

| | |
|-----|---|
| 議長 | 只今の出席委員16名、定足数に達していますので、第33回当別町農業委員会総会を開会します。 議事日程ですが、お手元に配布しています日程表により、議事に入ります。 |
| 議長 | 日程第1、議事録署名委員の指名について、当別町農業委員会会議規則第12条の規定に基づき、議長から指名させていただくことで、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり) |
| 議長 | 異議なしの声がありましたので、8番 狩野委員 9番 高野委員を指名します。 |
| 議長 | 日程第2、会期の決定について、本総会の会期を、本日1日間とすることで、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり) |
| 議長 | 異議なしと認め、会期は本日1日間と決定しました。 |
| 議長 | 日程第3、諸般の報告について事務局から報告します。 |
| 事務局 | 前回の総会終了後の会務報告を行います。 1月5日、新年交礼会が田西会館で行われ、秋吉会長が出席しました。1月11日、はたちのつどいが総合体育館で行われ、秋吉会長が出席しました。以上です。 |
| 議長 | 日程第4、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」ご説明します。 今回、届出がありました、3件は、相続による所有権移転があり、農地法第3条の3の規定に基づく届出があったものです。以上です。 |
| 議長 | 説明が終わりましたので、質疑を求めます。 (「質疑なし」の声あり) |
| 議長 | 質疑なしと認め、報告第1号は承認することに決定してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり) |

| | |
|-----|---|
| 議長 | 異議なしと認め、報告第1号は承認することに決定しました。 |
| 議長 | 日程第5、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」ご説明します。通知がありました2件は、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされており、賃貸借を解約した旨の通知があったものです。以上です。 |
| 議長 | 説明が終わりましたので、質疑を求めます。 (「質疑なし」の声あり) |
| 議長 | 質疑なしと認め、報告第2号は、承認することに決定してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり) |
| 議長 | 異議なしと認め、報告第2号は、承認することに決定しました。 |
| 議長 | 日程第6、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。 番号1番は、規模拡大のため、番号2番は、一括生前贈与のため、所有権の移転を行うものであります。番号3番は、親から子へ経営移譲のため、使用貸借権の設定をするものであります。 この3件について、議案資料の「農地法第3条の調査書」のとおり、不許可の基準である農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えます。 図面につきましては、議案資料をご高覧ください。以上です。 |
| 議長 | 説明が終わりましたので、質疑を求めます。 (「質疑なし」の声あり) |
| 議長 | 質疑なしと認め、議案第1号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり) |
| 議長 | 異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり決定しました。 |
| 議長 | 日程第7、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。 |

| | |
|--|--|
| <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> | <p>番号1番について、農業者である申請者が農家用住宅を建設するため、農地転用の許可を得ようとするものです。許可の基準となる農地区分ですが、農地区分は第1種で、農地転用は、原則不許可ですが、農家住宅は、農地法施行規則第33条第4号の農地転用不許可の例外に該当することから、許可相当と考えます。</p> <p>なお、本件は北海道農業会議への諮問が必要となる転用面積3,000㎡を超えていないため、農地転用審査特別委員会での審査も省略しています。以上です。</p> <p>説明が終わりましたので、質疑を求めます。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p> <p>質疑なしと認め、議案第2号は、原案のとおり許可することに決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認め、議案第2号は、許可することに決定しました。</p> |
| <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> | <p>日程第8、議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。</p> <p>議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について」ご説明します。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、北海道農業公社へ促進計画のとおり権利の設定を要請してよろしいか、当委員会の決定を求められているものです。今回の計画案は、番号1番から27番は、賃貸借の設定をするもの、28番から30番は、所有権の移転を設定するものです。計画地の図面につきましては、議案資料をご高覧ください。以上です。</p> <p>休憩します。</p> <p>休憩</p> <p>再開します。</p> <p>説明が終わりましたので、番号1番から29番までの質疑を求めます。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p> <p>質疑なしと認め、番号1番から29番は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> |

| | |
|----|--|
| 議長 | 異議なしと認め、番号1番から29番は、原案のとおり決定しました。 |
| 議長 | 番号30番は、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限がありますので、議長を交代します。 休憩します。 |
| 代理 | 再開します。 番号30番の質疑を求めます。 |
| 代理 | 質疑なしと認め、番号30番は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 |
| 代理 | 異議なしと認め、番号30番は、原案のとおり決定しました。 休憩します。 |
| 議長 | 再開します。 |
| 議長 | 議案第3号で決定しました要請内容について、公社が要請のとおり認可した場合は、再度農業委員会の総会にかけずに、即日認可・公告を行って、よろしいでしょうか。 |
| 議長 | 異議なしと認め、そのとおりに決定しました。 |
| 議長 | 以上で、本日の日程はすべて終了しました。 これをもって、第33回当別町農業委員会総会を閉会します。 |